

# 精神科を取り巻く環境



## 精神科病院における精神障害者に対する虐待防止措置の取組について

医療法人社団 五稜会病院  
理事長・院長 中島公博先生

平成 24 年施行の障害者虐待防止法では、障害者虐待に関して医療機関には、研修の実施及び普及啓発、虐待に関する相談に係る体制の整備等の規定はあるものの通報の義務はなかった。一方、令和 4 年 12 月に成立した改正精神保健福祉法では、令和 6 年 4 月 1 日施行分に、「虐待防止のための取組を推進するため、精神科病院において、従業者等への研修、普及啓発を行うこととする。また、従業者による虐待を発見した場合、都道府県に通報する仕組みを整備する」ことが示された。厚生労働省作成スライドを示す。

### 3 - ③ 精神科病院における虐待防止に向けた取組の一層の推進

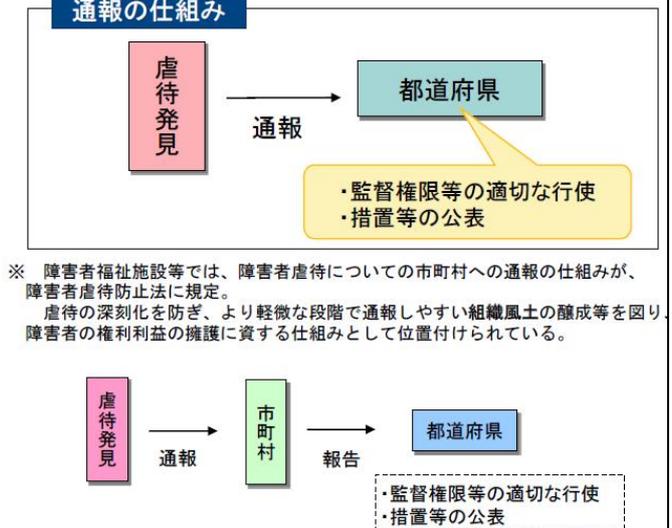
#### 現状・課題

- 精神科病院における虐待防止のための取組を、**管理者のリーダーシップのもと、組織全体で推進**することが必要。
- 職員等への研修、マニュアルの作成等、精神科病院の虐待防止に向けた取組事例を都道府県等を通じて周知し、虐待防止、早期発見、再発防止に向けた**組織風土**の醸成を推進している。あわせて、虐待が強く疑われる場合は、事前の予告期間なしに実地指導を実施できるとする等、都道府県等の指導監督の強化を図っている。

#### 見直し内容

- 精神科病院における虐待防止のための取組を、**管理者のリーダーシップのもと、組織全体でより一層推進**するため、以下の内容等を規定。
  - ① 精神科病院の患者に対する虐待への対応について、**従事者への研修や患者への相談体制の整備等の虐待防止等のための措置の実施を、精神科病院の管理者に義務付ける。**
  - ② **精神科病院の業務従事者による虐待を受けたと思われる患者を発見した者に、速やかに都道府県等に通報することを義務付ける**（※）。あわせて、**精神科病院の業務従事者は、都道府県等に伝えたことを理由として、解雇等の不利益な取扱いを受けないことを明確化する。**
  - ③ **都道府県等は、毎年度、精神科病院の業務従事者による虐待状況等を公表**するものとする。
  - ④ **国は、精神科病院の業務従事者による虐待に係る調査及び研究を行うものとする。**

#### 通報の仕組み



出典：「令和 4 年精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正について」改正障害者総合支援法等の概要（厚生労働省）  
([https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/shougaiishahukushi/kaisei\\_seisin/index\\_0003.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaiishahukushi/kaisei_seisin/index_0003.html)) を加工して作成

虐待防止のための取組を推進するための、精神科病院における障害および障害者に関する理解を深めるための研修の実施および普及啓発、虐待に関する相談に係る体制の整備、虐待を防止するため必要な措置については、既に障害者虐待防止法に規定されていたことであるが、今回の改正精神保健福祉法に虐待防止に関する措置が規定されたことにより、今後は、精神科病院の実地指導や改善命令の対象に含まれることになる。このことから、精神科病院では、今後一層精神障害者に対する虐待防止の取組を推進する必要がある。

## 障害者虐待防止法の規定

(医療機関を利用する障害者に対する虐待の防止等)

第三十一条 医療機関（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院又は同条第二項に規定する診療所をいう。以下同じ。）の管理者は、

- 医療機関の職員その他の関係者に対する**障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施** 及び
- **普及啓発**、
- 医療機関を利用する障害者に対する虐待に関する**相談に係る体制の整備**、
- 医療機関を利用する障害者に対する**虐待に対処するための措置**

その他の当該医療機関を利用する障害者に対する**虐待を防止するため必要な措置**を講ずるものとする。

## 改正後（R6.4施行）の精神保健福祉法の規定

(虐待の防止等)

第四十条の二 精神科病院の管理者は、

- 当該精神科病院において医療を受ける精神障害者に対する虐待の防止に関する**意識の向上のための措置**、
- 当該精神科病院において精神障害者の医療及び保護に係る業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）その他の関係者に対する精神障害者の**虐待の防止のための研修の実施** 及び
- **普及啓発**、
- 当該精神科病院において医療を受ける精神障害者に対する虐待に関する**相談に係る体制の整備及びこれに対処するための措置**

その他の当該精神科病院において医療を受ける精神障害者に対する**虐待を防止するため必要な措置**を講ずるものとする。

2 指定医は、その勤務する精神科病院の管理者において、前項の規定による措置が円滑かつ確実に実施されるように協力しなければならない。

**精神保健福祉法に位置づけられることで、  
今後は、実地指導や改善命令の対象にも含まれる**

出典：「精神科医療ガイド」虐待防止研修用コンテンツ第1講 精神保健福祉法改正について（公益社団法人日本精神科病院協会）(<https://www.nisseikyō.or.jp/guide/contents/>) を加工して作成

## 障害者虐待防止に関する厚生労働省の事業

障害者虐待防止に関する事業としては、令和2年度障害者総合福祉推進事業（42番）「障害者虐待防止法に規定する障害者虐待の間接的防止措置に関する研究」と令和3年度障害者総合福祉推進事業（28番）「障害者虐待防止の効果的な体制整備及び精神科医療機関等における虐待防止のための啓発資料の作成と普及に関する研究」の2つがある。

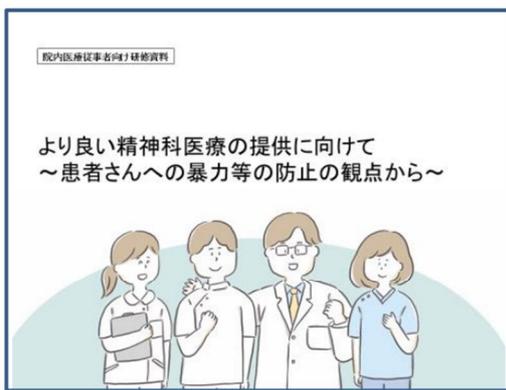
令和2年度42番事業では、日精協の虐待防止・対応マニュアルと五稜会病院での虐待防止の取り組みを紹介している。また、障害者虐待防止法第29～31条における、いわゆる「間接的防止措置」という呼称は、積極的な取り組みを歪める印象があるので廃止を

提案し、「各機関における虐待や不適切行為等の防止措置」という呼称変更に反映された。令和3年度28番事業では、精神科医療機関等における虐待防止のための研修資料及び啓発資料（精神科医療機関の職員用ポスター）が作成されている（図）。研修実施者向けの解説書もついており、各スライドで研修受講者に伝えたいポイントなどが簡潔にまとめられている。研修時間、セルフワークやグループディスカッションの演習など、各病院のニーズに合わせて実施出来るような内容になっている。好事例として、五稜会病院他5つの病院での虐待防止取組が取り上げられている。

## 図 精神科医療機関等における虐待防止のための啓発資料

### 【研修資料】

精神科の医師・看護師を中心とした勉強会、グループディスカッション等



<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000932515.pdf>



### 【啓発資料】

精神科医療機関の職員用ポスター（ナースステーション等貼付用）

※下部の空白には、都道府県相談窓口の連絡先等を記入



<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000932517.pdf>



令和3年度障害者総合福祉推進事業「障害者虐待防止の効果的な体制整備及び精神科医療機関等における虐待防止のための啓発資料の作成と普及に関する研究」成果物

出典：「精神科医療ガイド」虐待防止研修用コンテンツ第1講 精神保健福祉法改正について（公益社団法人日本精神科病院協会）（<https://www.nisseikyo.or.jp/guide/contents/>）を加工して作成

## 精神保健福祉法に伴う虐待防止研修会用コンテンツの作成（日本精神科病院協会）

日本精神科病院協会の虐待防止の取組として、既に「虐待防止・対応マニュアル」を作成・公表しているところであるが、令和5年7月新たに各病院で虐待防止のための研修会を開催するにあたっての研修資料となる「精神保健福祉法に伴う虐待防止研修会用コンテンツ」を動画で作成しホームページにアップロードした。第1講から第6講まであり、第1講は、厚労省から「精神保健福祉法改正について」。第2講と第3講は、筆者の担当で「虐待防止研修会開催のための管理者向けマニュアル」と「虐待に関して知っておくべきこと」。第4項は、日精協顧問弁護士から「虐待行為と刑法の関係」。第5講と第6講は、日本精神科看護協会から「患者に対する接遇について」、「早期発見、予防に関する取組」である。各講義は、それぞれ約10分間で、You Tube で閲覧できる。QRコードを表示した一覧表も掲載しており、参考資料として、動画で用いたスライドも利用出来るようになっている。

### 精神保健福祉法改正に伴う虐待防止研修会用コンテンツ 公益社団法人日本精神科病院協会 令和5年7月

	時間	テーマ	QRコード	講師	所属
第1講	約8分	精神保健福祉法改正について (改正の趣旨等) <a href="https://youtu.be/-qvfbFqFj_E">https://youtu.be/-qvfbFqFj_E</a>		林修一郎	厚生労働省障害保健福祉部 精神障害保健課課長
第2講	約9分	精神科病院での虐待防止研修会開催の ための管理者向けマニュアル <a href="https://youtu.be/jocC8GHhj-4">https://youtu.be/jocC8GHhj-4</a>		中島公博	日本精神科病院協会常務理事 五稜会病院理事長・院長
第3講	約12分	虐待に関して知っておくべきこと <a href="https://youtu.be/twg-S_yBwyM">https://youtu.be/twg-S_yBwyM</a>		中島公博	日本精神科病院協会常務理事 五稜会病院理事長・院長
第4講	約10分	虐待行為と刑法の関係 <a href="https://youtu.be/HaWvJhG1Y4c">https://youtu.be/HaWvJhG1Y4c</a>		浅田真弓	日本精神科病院協会 顧問弁護士
第5講	約11分	患者に対する接遇について <a href="https://youtu.be/hCDul-3Dx_k">https://youtu.be/hCDul-3Dx_k</a>		草地仁史	日本精神科看護協会 業務執行理事
第6講	約11分	早期発見、予防に関する取り組み <a href="https://youtu.be/EIVZAL3PV5k">https://youtu.be/EIVZAL3PV5k</a>		吉川隆博	日本精神科看護協会会長 東海大学医学部看護学科教授

出典：「精神科医療ガイド」虐待防止研修会用コンテンツ 虐待防止研修会用コンテンツ QRコード一覧（公益社団法人日本精神科病院協会）（[https://www.nisseikyo.or.jp/guide/contents/contents\\_QRcode.pdf](https://www.nisseikyo.or.jp/guide/contents/contents_QRcode.pdf)）を加工して作成

## 五稜会病院での虐待防止の取組

安心安全な医療を提供するための体制整備として、五稜会病院では、医療安全対策体制を整備している。虐待相談窓口は医療安全対策、医療安全管理委員会の下に設けてある。年に1回、全職員に対して、虐待防止チェックリストの実施を行っている。内容は、患者への体罰など、患者への差別患者に対するプライバシーの侵害、患者の人格無視、患者への強要、制限などである。また、精神科病院では、医療保護入院等診療料を算定する場合には行動制限最小化委員会を設けなければならないが、五稜会病院では、行動制限最小化委員会として、巡回マニュアルを作成している。不当な行動制限、虐待の防止を目指し、定期的に院内を巡回して、人権を尊重し、法を遵守した行動制限がされているのかを確認している。巡回シートは、職員用と入院者用の2つあり、入院者用では、隔離や身体的拘束について「ご自身の隔離、身体的拘束の理由について教えてください。」「ご自身の隔離、身体的拘束について納得していますか?」「隔離、身体的拘束について制裁や懲罰あるいは見せしめを感じたことはありますか?」などを直接患者に確認する。巡回は年に2回程度実施している。

**五稜会病院**  
行動制限最小化委員会 巡回マニュアル

1. 行動制限最小化委員会の巡回とは

精神保健福祉法第36条には、「精神科病院の管理者は、入院中の者につき、その医療又は保護に欠くことのない程度において、その行動について必要な制限を必要最小限で行うことができる」との条文があり、行動制限の最小化理念が掲げられており、行動制限における条件などについては規定が設けられている。精神医療の中心を置く患者を多く抱える精神科は、精神科医療、精神科看護、精神科治療法を遵守し、入院者の権利を最大限尊重しなければならない。五稜会病院 行動制限最小化委員会は、不当な行動制限、虐待の防止を目的とし、定期的に院内を巡回して人権を尊重し、法を遵守した行動制限がされているのを確認している。

2. 巡回の内容

- 巡回頻度：2回/年程度。
- 巡回場所：五稜会病院 急性期治療病棟、閉鎖型療養病棟
- 巡回員：行動制限最小化委員会メンバー(医師、看護部長、医療課職員、巡回病棟以外の病棟部長、PSW、薬剤師、行動制限最小化委員会と必要と認められた方)
- 巡回方法：質問式巡回用紙(巡回シート)を使用し、行動制限当該入院者、病棟スタッフへ直接確認する。  
※巡回用紙の活用は、行動制限最小化委員会承認されたものを使用する。
- 巡回後：巡回内容をまとめた、行動制限最小化委員会と共有し、各病棟病棟へ還元する。

3. 巡回シート

巡回シートは、職員用と入院者用の2種類ある。

### 巡回シート：入院者用

巡回日時： \_\_\_\_\_ 巡回場所： \_\_\_\_\_

巡回者： \_\_\_\_\_

隔 離	<input type="checkbox"/> <u>ご自身の隔離理由について教えてください。</u> ( ) <input type="checkbox"/> <u>ご自身の隔離について納得していますか?</u> ⇒ はい ・ いいえ (理由： <input type="checkbox"/> <u>隔離について制裁や懲罰、あるいは見せしめと感じたことはありますか?</u> ⇒ はい ・ いいえ ・ はい ( ) <input type="checkbox"/> <u>隔離された理由が、最初と今とでは、ずれていませんか?</u> ⇒ はい ・ いいえ ・ はい ( ) <input type="checkbox"/> <u>隔離について、医療者は理由を説明しましたか?</u> (いつ・だれが・どのように説明しているかも確認) ⇒ はい ・ いいえ ・ はい ( ) <input type="checkbox"/> <u>開放観察について、医療者は都度、貴方に説明し、実施しましたか?</u> ⇒ はい ・ いいえ ・ はい ( )
身 体 拘 束	<input type="checkbox"/> <u>ご自身の身体拘束者の拘束理由を教えてください。</u> ( ) <input type="checkbox"/> <u>ご自身の身体拘束について納得していますか?</u> ⇒ はい ・ いいえ (理由： <input type="checkbox"/> <u>身体拘束について、制裁や懲罰、あるいは見せしめと感じたことはありますか?</u> ⇒ はい ・ いいえ ・ はい ( ) <input type="checkbox"/> <u>身体拘束された理由について、最初と今とでは、ずれていませんか?</u> ⇒ はい ・ いいえ ・ はい ( ) <input type="checkbox"/> <u>身体拘束について、医療者は理由を説明しましたか?</u> (いつ・だれが・どのように説明しているかも確認) ⇒ はい ・ いいえ ・ はい ( ) <input type="checkbox"/> <u>開放観察について、医療者は都度、貴方に説明し、実施しましたか?</u> ⇒ はい ・ いいえ ・ はい ( )

**巡回シートは、職員用と入院者用の2つ**

また、令和5年6月に、医師や師長・主任クラスの看護師43名に虐待に関するアンケート調査を行った。虐待する側になると思われる職員の個人的特性や仕事への取組方についての意見が寄せられた。また、虐待される側の特徴として、本人の性格的なものや病状・介護・介助度からみての意見が寄せられ、これらをもとに虐待防止の対策を考える必要がある。

## 虐待する側の特徴について

令和5年6月  
虐待防止に関連してのアンケート  
医師・看護師等43名の回答から

### 1 個人的特性

- ▶ 自己中心的で他者の感情や痛みに関心
- ▶ 気分や時間に余裕がない、ストレスや怒りのコントロールが難しい
- ▶ 子供時代に自身が虐待された経験がある
- ▶ 精神的な問題や依存症を抱えている

### 2 仕事に対して

- ▶ 障害特性についての理解不足、知識やスキルが乏しい
- ▶ 患者になぜそのような状況が起きているか、心的状態を適切に分析できない
- ▶ 仕事に余裕がない、やりがいを感じていない
- ▶ 普段から患者への偏見、管理的な関わりをする、言葉使いが荒い。気が短い
- ▶ 相談ができない、柔軟性が乏しい、感情調整ができない
- ▶ 古い時代の精神科医療に慣れ過ぎている

対策を  
考える

## 虐待される側の特徴について

令和5年6月  
虐待防止に関連してのアンケート  
医師・看護師等43名の回答から

### 1 本人の性格的なもの

- ▶ 感謝の気持ちを表現することが苦手
- ▶ わがまま、同じ要求を繰り返す
- ▶ スタッフに対して暴言を吐いたりする。文句を言う
- ▶ 暴力や唾を吐きかける、粗暴行為など、医療者への精神的苦痛を与える

### 2 病状・介護・介助度からみて

- ▶ 認知機能が低下していて同じことを何回も言う
- ▶ ナースコールが頻回
- ▶ 危険行為、同じ行動（失禁など）を繰り返す
- ▶ 介護度が高い、手がかかる。介護、ケアに対して拒否的
- ▶ 職員の言うことを聞かない（理解できない）
- ▶ 虐待されても抵抗できない
- ▶ 物理的、精神的、社会的に弱い立場にある

対策を  
考える

## まとめ

虐待防止に必要なこととして、虐待防止研修会だけにとどまらず、総合的な病院運営を考える必要がある。風通しの良い職場環境、患者への接遇等である。職員一人一人が当たり前前の医療を行う。これが、究極の虐待防止に繋がると思っている。

<この原稿は、2023年12月に執筆されたものです>

## ≪引用・参考文献≫

1. 「令和4年精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正について」（厚生労働省）  
([https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/shougaiisahukushi/kaisei\\_seisin/index\\_00003.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaiisahukushi/kaisei_seisin/index_00003.html))
2. 「精神科医療ガイド」虐待防止研修用コンテンツ（公益社団法人日本精神科病院協会）  
(<https://www.nisseikyo.or.jp/guide/contents/>)
3. 「精神科医療・精神保健福祉法について」（厚生労働省）  
([https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_25203.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_25203.html))
4. 「令和2年度障害者総合福祉推進事業 実施事業一覧」（厚生労働省）  
([https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000194160\\_00012.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000194160_00012.html))
5. 「令和3年度障害者総合福祉推進事業 実施事業一覧」（厚生労働省）  
([https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000194160\\_00015.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000194160_00015.html))